

宮津市公報

令和4年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 19 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1

告 示

- 97 宮津市議会臨時会の招集…………… 1
98 宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱…………… 1
99 宮津市持続可能な地域医療推進協議会設置要綱…………… 2
100 宮津市議会臨時会の招集…………… 3
101 宮津市学校施設等の在り方検討委員会設置要綱…………… 3
102 宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 4

公 告

- 24 公示送達…………… 5
25 農用地利用集積計画の縦覧…………… 5
26 令和3年度情報公開制度の運用状況…………… 5
27 令和3年度個人情報保護制度の運用状況…………… 6
28 令和4年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者…………… 7
29 宮津市営住宅の入居者の公募…………… 7

水 道 企 業

《上下水道告示》

- 13 宮津市下水道排水設備指定工事業者の辞退…………… 8
14 宮津市指定給水装置工事業者の廃止…………… 8
15 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定…………… 8

教 育 委 員 会

《告 示》

- 13 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 9

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 70 参議院議員通常選挙における投票管理者職務代理者の変更…………… 9
71 参議院議員通常選挙における開票時刻の繰上げ…………… 9

農 業 委 員 会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 10

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第19号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第97号

令和4年第4回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年7月13日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和4年7月20日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 常任委員の選任
 - (4) 議会運営委員の選任
 - (5) 与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙
 - (6) 宮津与謝消防組合議会議員の選挙
 - (7) 宮津与謝環境組合議会議員の選挙
 - (8) 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - (9) 京都地方税機構議会議員の選挙

* * *

宮津市告示第98号

宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月22日

宮津市長 城崎雅文

宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第183号」の次に「及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」を加える。

第2条中「協議」の次に「及び調整し、関係する事業を実施」を加え、第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として、次の1号を加える。

- (1) 地域公共交通計画の策定、変更及び実施に関する事項

第8条を次のように改める。

（事務局の設置）

第8条 交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の事務局の庶務は、交通政策担当課において処理する。

3 事務局長は、交通政策担当課長をもって充てる。

4 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 交通会議に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、会長が財務管理、事業の経営管理その他運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員は、監査の結果に関する報告を作成し、会長に提出しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第99号

宮津市持続可能な地域医療推進協議会設置要綱を次のように定める。

令和4年7月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市持続可能な地域医療推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり安心して医療を受けられる体制の構築及び市民の健康寿命の延伸を目的とし、持続可能な医療提供体制及び健康増進施策について広く意見を聴取するため、宮津市持続可能な地域医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市における持続可能な地域医療体制に関すること。
- (2) 医療MaaSの推進に関すること。
- (3) 市民の健康増進に向けた研究及び課題分析に関すること。
- (4) その他本市の医療及び健康に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人与謝医師会に所属する医師
- (2) 京都府立医科大学附属北部医療センターの医師及び職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康増進担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第100号

令和4年第5回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年7月27日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和4年8月3日

2 場 所 宮津市議会議事堂

3 付議事件

(1) 令和4年度宮津市一般会計補正予算(第3号)

* * *

宮津市告示第101号

宮津市学校施設等の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年7月29日

宮津市長 城崎雅文

宮津市学校施設等の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市立小学校、宮津市立中学校、宮津市立幼稚園、宮津市立保育所及び宮津市内に住所を有する特定教育・保育施設、私立幼稚園並びに認可外保育施設(以下「学校施設等」という。)について、これからの時代に求められる望ましい教育の在り方を検討するに当たり、幅広い見地からの助言及び提言を得るため、宮津市学校施設等の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 児童生徒のこれからの時代に求められる資質や能力を育成するために必要な教育環境に関すること。

(2) 幼児期の教育の在り方に関すること。

(3) 望ましい教育環境の実現に向けた学校施設等の配置に関すること。

(4) その他学校教育及び幼児期の教育に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会関係者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 福祉関係団体の代表者
- (5) 学校施設等の職員
- (6) 行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から前条に規定する審議結果を市長に報告する日までとする。
(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

* * *

宮津市告示第102号

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月29日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成27年告示第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）」を「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）」に、「実施要綱」を「交付等要綱」に改め、「農業生産活動」の次に「等」を加える。

第2条第1項中「農業生産活動」の次に「等」を加え、「実施要綱別紙1」を「交付等要綱別紙」に改め、同条第2項中「実施要綱別紙1」を「交付等要綱別紙」に、「対象者」を「交付対象者」に改める。

第3条中「農業生産活動」の次に「等」を加える。

第4条中「農業生産活動」の次に「等」を、「構成員ごと」の次に「及び農業生産活動等ごと」を加える。

第8条中「実施要綱別紙1」を「交付等要綱別紙」に改める。

別表中「農業生産活動」の次に「等」を加え、「冬期湛水管理」を「5割低減の取組と冬期湛水管理」に改め、「畦補強等実施)」の次に「を組み合わせた取組」を、「未実施)」の次に「を組み合わせた取組」を加え、「炭の投入」を「5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組」に改め、同表に次のように加える。

有機農業の取組の拡大に向けた活動（環境保全型農業直接支払交付金実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3818号農林水産省農産局長通知）第4の1の(10)に定める要件を満たす活動とする。）	4,000円
-----------------------------------------------------------------------------------------------	--------

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の農業生産活動等について適用する。

公 告

宮津市公告第24号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和4年7月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和4年度農用地利用集積計画（令和4年7月12日付け宮農委第18号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により告示し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和4年7月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和4年7月15日

至 令和4年8月4日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

* * *

宮津市公告第26号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、令和3年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和4年7月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	45	33	16	17	3	1	7	44	1
教育委員会	2	1	1	0	0	0	1	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	47	34	17	17	3	1	8	46	1

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
2	0	0	1	0	0	0	1

* * *

宮津市公告第27号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、令和3年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和4年7月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	13	13	1	12	0	0	0	13	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0

農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	13	13	1	12	0	0	0	13	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第28号

令和4年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和4年7月25日

宮津市長 城 崎 雅 文

第1次試験に合格した者の受験番号

A 1 0 0 4 A 1 1 0 1
 B 2 0 0 1
 E 5 0 0 1
 F 6 0 0 1 F 6 1 0 1 F 6 1 0 2 F 6 1 0 3
 F 6 1 0 4

第2次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 日時 令和4年8月6日（土）
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

* * *

宮津市公告第29号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和4年7月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家 賃（円）	戸 数	規 格
宮村上	宮津市字宮村	25,600～50,200	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,500～32,300	1	3DK
		10,200～20,100	1	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係(本館南棟3階)又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年8月4日(木)から令和4年9月22日(木)まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

6 入居時期 入居決定した日から約1か月後

* * *

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第13号

宮津市下水道排水設備指定工事業者指定辞退届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程(令和2年水管規程第3号)第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規程第16条の規定により告示する。

令和4年7月4日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第23号

- (1) 名 称 提中浴槽有限公司
- (2) 所 在 地 宮津市字獅子崎144番地の13
- (3) 代 表 者 代表取締役 提中敏夫
- (4) 指定の取消の年月日 令和4年6月20日

* * *

宮津市上下水道告示第14号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

令和4年7月4日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S98019号

- (1) 名 称 提中浴槽有限公司
- (2) 所 在 地 宮津市字獅子崎144番地の13
- (3) 代 表 者 代表取締役 提中敏夫
- (4) 廃止年月日 令和4年6月20日

* * *

宮津市上下水道告示第15号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和4年7月26日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮下水道指定第146号

- (1) 名称 株式会社鈴木建設
- (2) 所在地 与謝野町字上山田101番地
- (3) 代表者 代表取締役 鈴木和夫
- (4) 指定期間 令和4年7月26日から令和8年12月31日まで

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第13号

令和4年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年7月20日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和4年7月21日（木） 午前9時00分
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

宮津市選挙管理委員会告示第70号

令和4年6月30日付け宮津市選挙管理委員会告示第68号により選任した参議院議員通常選挙における第1投票区の投票管理者職務代理者を下記のとおり変更する。

令和4年7月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

記

変更する投票管理者職務代理者

- 変更前 住所 <省略>
氏名 白数真理子
- 変更後 住所 <省略>
氏名 石倉ひとみ

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第71号

令和4年6月22日付け宮津市選挙管理委員会告示第62号で告示した令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

令和4年7月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前田良二

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和4年7月5日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

- 1 日 時 令和4年7月12日（火） 午前9時30分
- 2 場 所 みやづ歴史の館（宮津市中央公民館）3階 大会議室
- 3 議 題
 - 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - 議案第24号 非農地証明交付申請の承認について
 - 議案第25号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について